

定期報告対象建築物及び特定建築設備等

【建築物】

用途	対象となる規模等（次の一以上に該当する場合（[対象外]を除く）） 1		報告周期	報告時期（年度） 3									
				R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9		
劇場、映画館又は演芸場	3階以上の階(対象用途100㎡超) 客席の床面積 200㎡以上 主階が1階にない 地階(対象用途100㎡超)	[対象外]平屋建て、かつ、客席の床面積300㎡以下	2年										
観覧場(屋外観覧場は除く)、公会堂、集会場	3階以上の階(対象用途100㎡超) 客席の床面積 200㎡以上 地階(対象用途100㎡超)	[対象外]平屋建て、かつ、客席の床面積300㎡以下	2年										
病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	3階以上の階(対象用途100㎡超) 2階の対象用途の床面積 300㎡以上 地階(対象用途100㎡超) 対象用途の床面積500㎡超		2年										
児童福祉施設等	3階以上の階(対象用途100㎡超) 2階の対象用途の床面積 300㎡以上 地階(対象用途100㎡超) ～ は「高齢者、障がい者等の就寝の用に供する用途」 2に限る 対象用途の床面積500㎡超		2年										
旅館、ホテル	3階以上の階(対象用途100㎡超) 2階の対象用途の床面積 300㎡以上 地階(対象用途100㎡超) 対象用途の床面積500㎡超		2年										
共同住宅等(共同住宅又は寄宿舎でサービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホームに限る)	3階以上の階(対象用途100㎡超) 2階の対象用途の床面積 300㎡以上 地階(対象用途100㎡超)		2年										
学校(付属する体育館を含む)	3階以上の階(対象用途100㎡超) 対象用途の床面積2,000㎡超		3年										
体育館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	3階以上の階(対象用途100㎡超) 対象用途の床面積 2,000㎡以上		3年										
博物館、美術館、図書館	3階以上の階(対象用途100㎡超) 対象用途の床面積 2,000㎡以上	[対象外]平屋建て	3年										
百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	3階以上の階(対象用途100㎡超) 2階の床面積 500㎡以上 地階(対象用途100㎡超) 対象用途の床面積1,500㎡超	[対象外]平屋建て、かつ、対象用途の床面積1,500㎡以下	2年										
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	3階以上の階(対象用途100㎡超) 2階の対象用途の床面積 500㎡以上 対象用途の床面積 3,000㎡以上(カフェー、待合に限る) 対象用途の床面積500㎡超(カフェー、待合を除く) 地階(100㎡超)	[対象外]平屋建て、かつ、対象用途の床面積500㎡以下	2年										
事務所	地階除く階数5以上かつ3階以上の対象用途の床面積1,000㎡超		3年										

1 1階が避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。)の建築物を想定しています。避難階が複数ある場合等は[対象外]の条件が変わる場合がありますので、建築指導課までお問い合わせください。

2 「高齢者、障がい者等の就寝の用途」とは、共同住宅及び寄宿舎等(サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障がい児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、厚生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障がい者支援施設、福祉ホーム及び障がい福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。

3 建築物を新築又は改築(一部の改築を除く)した場合で、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は免除されます。(建築基準法施行規則第5条第1項)

## 【建築設備等】

対象用途	対象となる規模等（[対象外]を除く）	報告周期	報告時期（年度） 4									
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9		
昇降機	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機（フロアタイプ） 別図「小荷物専用昇降機のタイプ例」を参照してください。	[対象外] ・カゴが住戸内のみを昇降するもの ・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第6号に規定する昇降機	1年									
建築設備（昇降機以外）	定期報告対象建築物に設置された建築設備のうち次のもの 換気設備（法第28条第2項ただし書き及び同条第3項の機械換気設備に限る） 機械排煙設備（排煙機を有するものに限る） 非常用の照明装置（バッテリー内蔵型を除く）		1年									
防火設備	定期報告建築物又は病院、有床診療所、高齢者・障がい者等の就寝用途の建築物 2（対象用途の床面積200㎡以上）に設置された防火設備のうち次のもの 防火扉 防火シャッター 耐火クロススクリーン ドレンチャー等	[対象外] ・常時閉鎖式の防火設備（普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの） ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備	1年									

4 建築設備等を新たに設置した場合で、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は免除されます。（建築基準法施行規則第6条第1項）

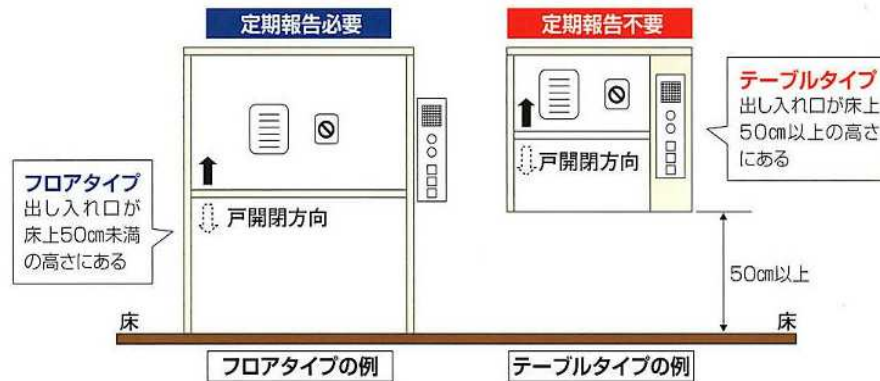


図 小荷物昇降機のタイプ例（出典：長野県定期報告制度リーフレット）

## 【遊戯施設等】

対象となる遊戯施設（H28.6.1の制度改正による取扱いの変更はありません。）	報告周期	報告時期（年度） 5							
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げるもの（例 観光用エレベーター、ウォーターシュート、観覧車）	1年								

5 遊戯施設を新たに設置した場合で、建築基準法に基づく検査済証が交付された場合は、その直後の時期の報告は免除されます。（建築基準法施行規則第6条の2の2第1項）